

**私たちの施設は、「福祉サービス第三者評価」を活用して、利用者サービス向上のために常に努力しています。**

「福祉サービス第三者評価」を踏まえたサービス改善計画・実施状況

事業所名		就労支援センターファンタジア		第三者評価受審年度	令和3年度
項目	評価結果に基づく現状分析 (令和3年度)	改善計画 (令和3年度末時点)	実施状況 (令和4年度末時点)	実施状況 (年度末時点)	
工賃向上に向けた具体的な対策を検討し、実行していくことについて	利用者からは、工賃向上に関する要望が寄せられることが多い。現在、事業所では内職作業を中心とするファンタジア、パンの製造・販売と自主生産品づくりをするル・マンマ、喫茶店やお菓子づくり・販売の柴又まちの駅と、それぞれが特徴ある仕事を提供しているが、いずれもさらなる工賃向上を課題としている。今後は、内職作業については受注をしやすくするためのパンフレットの作成・配布(作業能力や請負単価などを説明したもの)や、パンやお菓子における新メニューの考案や販売方法の工夫など、具体的な取り組みを進めていくことが期待される。	第三者評価の実施を受け、工賃向上に向けた具体的な取り組みとして、毎月責任者が出席する会議で工賃向上会議を開催することを継続し、現場職員が出席する班会議等でも同様の会議を行うことで、より事業所の現状を職員間で把握する。また、新型コロナウイルスの感染状況を見守りながら、利用者会議も開催し、工賃向上に向けたアイデアを集約する。菓子や喫茶店メニュー等の販売価格も見直し、より利用者の工賃が総合的に向上できるような取り組みを実践する。	今年度の取り組みとして、毎月の責任者会議および工賃向上会議を実施し、各事業所ごとにおける収支状況を可視化し、共有を図った。各責任者の意見交換を活発に行い、商品の販売単価を見直した。菓子類等で、新メニューの開発を行ったり、より集客に力を入れるため、店頭POPの作成やチラシポスティング等を行い、工賃向上を促進した。その結果、前年度比で工賃向上を図ることができた。		
現在作成していない事業継続計画について、事業所の運営に即した内容を検討し、作成していくことについて	事業所では、感染症予防マニュアル、非常災害時・事故発生時の対応マニュアルなど、利用者の安全確保に関する各種の文書を整備している。非常災害時・事故発生時の対応マニュアルでは、指揮権者の任命や、地震や火災などの危機的状況に対応する行動などを定めている。しかし現在、事業継続計画は作成されていないため、事業所の実態を踏まえた内容で作成していくことが期待される。災害等発生時の利用者の安全な帰宅への対応、通所再開までの実施事項、再開に向けた職員体制などを検討して計画としてまとめていくことが期待される。	事業所では各種マニュアルを整備し、定期的にその見直しを図っているものの、事業継続計画は未だ作成されていない。事業所の運営に不測の事態が起きた場合等、どのような手法を用いながら事業を継続するか具体的な計画を作成し、必要に応じて職員や利用者へ周知することにより、より安心してサービス提供ができる事業所を目指す。また、各種マニュアルを用いながら、防災訓練や非常事態を想定した訓練を毎年行い、非常食等の点検を定期的に行うことで、より災害対策に重きを置いた事業所運営を図る。	事業所に備付のマニュアルを確認し、文言等の修正を行った。整備したマニュアルを活用し、防災訓練や非常食等の備品類の整備を行った。事業継続計画については、今年度は事業所の実体に沿うように計画を立案するための情報を収集し、各事業所ごとにおいて、計画案を作成した。次年度、より内容が精査された事業継続計画を立案する見通しである。		
定期的な健康診断の実施及び健診結果を踏まえた支援について	定期的な通院や服薬をしている利用者がほとんどだが、利用者の全体的な健康状態把握のために事業所として定期的な健康診断を検討していくことが期待される。区の健康診断制度を活用したり、通院先の協力で健康診断を受けるなど、利用者の負担が軽減される方策を提案し、定期的な健康診断で健康状態把握をしていくことが必要である。	利用者や利用者家族の要望を精査し、希望者もしくは利用者全員に定期的な健康診断が実施されるよう働きかける。健康診断を実施している医療機関や事業所提携医療機関を紹介し、随時健康診断を行うことで、日頃の体調管理に役立てると同時に、緊急時の対応が正確に行うことができるよう、個々のケース記録にまとめる。	今年度も個別支援計画作成時や定時モニタリングの機会に利用者へ面談を重ね、心身の状況把握に努めた。利用者が医療機関を利用した際の資料や情報取得を行い、健康診断の結果表の提出も促した。健康診断を行っていない利用者に対しては、健康診断の実施を促し、協力医療機関の紹介も行った。また、訪問看護事業所からも情報を得られるよう連携を図った。		

※この様式は、「〇〇市障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱」等の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。

※「項目」は、第三者評価における「さらなる改善が望まれる点」などを参照に、施設が独自に決めています。

※第三者評価の結果は、施設において公表しています。